

# 協同農業普及事業交付金

【協同農業普及事業交付金 3, 234 (3, 597) 百万円】

## 対策のポイント

高度な技術・知識をもつ普及指導員による、食料自給率の向上、産地の収益力の向上、農業経営の育成確保、食品の安全性向上等に対する支援を強力に推進します。

## <背景／課題>

- ・農業所得の減少、食料安定供給に対する不安、食品の安全性の向上等の課題に対応するため、農業者や産地における高度かつ多様な技術・知識の導入・活用が必要となっています。
- ・これを支援する普及指導員が、全国の都道府県に約7千2百人（平成22年4月現在）設置されています。

## 政策目標

効果的・効率的な普及事業の推進

## <内容>

### 農業者や産地への高度な技術・経営指導を行う協同農業普及事業の推進

協同農業普及事業は、農業改良助長法に基づき、国と都道府県が協同して実施しています。

国が都道府県に対して交付金を交付し、都道府県が技術の専門家である普及指導員の設置や普及指導員の活動拠点となる普及指導センターの運営等を行うことで、農業者や産地への技術・経営指導体制の確保を図ります。

本事業では、基本計画に掲げられた課題である食料自給率の向上（戦略作物の生産拡大等）、産地の収益力の向上（農業・農村の6次産業化の推進等）、意欲ある多様な農業経営の育成・確保（家族農業経営・集落営農の経営改善等）、食品の安全性向上（GAPの導入推進等）等に係る普及指導員の活動を重点的に進めていきます。

なお、具体的な交付金の交付対象は以下のとおりです。

- ① 普及指導員の設置
- ② 普及指導員の活動
- ③ 普及指導センターの運営
- ④ 普及指導協力委員の活動
- ⑤ 農業者研修教育施設の運営
- ⑥ 普及指導員の研修
- ⑦ 農村青少年団体の指導者育成

協同農業普及事業交付金 3, 234 (3, 597) 百万円  
補助率：定額  
事業実施主体：都道府県（普及組織）  
事業実施期間：昭和58年度～

[お問い合わせ先：生産局技術普及課 (03-3501-3769 (直))]